

令和 6 年（2024 年）

6 月那霸市議会定例会

議案書

令和 6 年 6 月 5 日



## 令和6年（2024年）6月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事件名	関係委員会	主管部課	頁
議案第65号	那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	総務部 人事課	1
議案第66号	なは市民協働プラザ条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済常任委員会	市民文化部 まちづくり協働推進課	3
議案第67号	那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済常任委員会	市民文化部 文化財課	5
議案第68号	令和6年度那覇市一般会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第69号	令和6年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 ちやーがんじゅう課	別冊
議案第70号	令和6年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第71号	財産の取得について（2トン級ごみ収集車2台）	都市建設環境常任委員会	環境部 クリーン推進課	7
議案第72号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	総務常任委員会	消防局 総務課	9
議案第73号	財産の取得について（真空冷却機）	教育福祉常任委員会	学校教育部 学校給食課	11
議案第74号	財産の取得について（液晶ディスプレイ一体型電子黒板）	教育福祉常任委員会	学校教育部 教育研究所	13

議案番号	事件名	関係委員会	主管部課	頁
議案第75号	専決処分の承認を求ることについて（那覇市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例制定）	総務常任委員会	企画財務部 納税課	15
議案第76号	専決処分の承認を求ることについて（那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）	予算決算常任委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	45
議案第77号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	厚生経済常任委員会	健康部 国民健康保険課	49
報告第15号	令和5年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書について	予算決算常任委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	53
報告第16号	令和5年度那覇市水道事業会計予算繰越計算書について	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道局 企画経営課	61
報告第17号	令和5年度那覇市下水道事業会計予算繰越計算書について	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道局 企画経営課	63
報告第18号	専決処分の報告について（那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定）	都市建設環境常任委員会	総務部 人事課	65
報告第19号	専決処分の報告について（市道銘苅35号歩道切り下げ部接触事故）	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 道路管理課	69
報告第20号	専決処分の報告について（工事請負金額の変更）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	71
報告第21号	専決処分の報告について（工事請負金額の変更）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	73

令和6年（2024年）6月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事件名	関係委員会	主管部課	頁
報告第22号	専決処分の報告について（工事請負金額の変更）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	75
報告第23号	専決処分の報告について（車両事故）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 建築指導課	77
報告第24号	専決処分の報告について（工事請負金額の変更）	教育福祉常任委員会	生涯学習部 施設課	79
報告第25号	専決処分の報告について（車両損傷事故）	教育福祉常任委員会	生涯学習部 施設課	81
報告第26号	専決処分の報告について（車両事故）	教育福祉常任委員会	生涯学習部 中央公民館	83



議案第 65 号

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

獣医師に支給する初任給調整手当の上限額を引き上げ、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

## 那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(初任給調整手当) 第14条 初任給調整手当は、採用による欠員の補充が困難であると認められる次の各号に掲げる職に新たに採用された職員のうち規則で定めるものに対して、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から15年以内の期間、当該各号に定める額を支給する。 (1) [略] (2) 科学技術に関する専門的知識を必要とする職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額 <u>3万円</u> 以内で規則に定める額	(初任給調整手当) 第14条 [略]  (1) [略] (2) 科学技術に関する専門的知識を必要とする職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額 <u>5万5,000円</u> 以内で規則で定める額
2~3 [略]	2~3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

### 付 則

#### (施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の給与に関する条例(次項において「改正後条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 改正後条例の規定を適用する場合においては、改正前の那覇市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 66 号

なは市民協働プラザ条例の一部を改正する条例制定について

なは市民協働プラザ条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

なは市民活動支援センターの開館時間を改めるため、この案を提出する。

## なは市民協働プラザ条例の一部を改正する条例

なは市民協働プラザ条例(平成26年那覇市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(開館時間及び休館日) 第16条 市民活動センターの開館時間は、 次のとおりとする。ただし、第23条第1項 の規定により市長が指定するもの(以下 この章において「指定管理者」という。) は、必要があると認めるときは、市長の 承認を得て開館時間を変更することができる。 (1) 月曜日、火曜日 <u>及び木曜日から土曜 日まで</u> 午前9時から午後9時まで (2) 日曜日 <u>及び水曜日</u> 午前9時から午 後5時まで 2 [略]	(開館時間及び休館日) 第16条 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。	

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 67 号

那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例制定について

那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市文化財保護条例（以下「本条例」という。）の一部規定を、那覇市文化財調査審議会規則で規定することに伴い、本条例から当該規定を削除するため、この案を提出する。

## 那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例

那覇市文化財保護条例(昭和48年那覇市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(調査審議会) 第4条 [略] 2 <u>調査審議会は、委員12人以内で組織し、</u> <u>委員は、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。</u> 3 <u>委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</u> <u>ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 4 [略]	(調査審議会) 第4条 [略]  2 [略]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 71 号

財産の取得について（2トン級ごみ収集車2台）

次のとおり2トン級ごみ収集車を購入する。

令和6年6月5日提出

那覇市長 知念 覚

1 品名、規格及び数量 2トン級ごみ収集車2台

2 購入の目的 迅速なごみ収集体制を維持するため、老朽化している2トン級ごみ収集車を更新する。

3 購入の方法 制限付一般競争入札

(提案理由)

2トン級ごみ収集車を更新する目的で購入する財産について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。



財産の取得について（消防ポンプ自動車）

次のとおり消防ポンプ自動車を購入する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

1 品名、規格及び数量 水槽付消防ポンプ自動車 II型  
1 台（A-2 級ポンプ、水槽容量 2,000ℓ）

2 購入の目的 現有する消防ポンプ自動車の老朽化による消防力の低下を防ぐため、車齢 25 年となる車両を更新し、消防力の強化を図る。

3 購入の方法 制限付一般競争入札

（提案理由）

車齢 25 年となる消防ポンプ自動車を更新する目的で購入する財産について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。



議案第 73 号

財産の取得について（真空冷却機）

次のとおり真空冷却機を購入する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

1 品名、規格及び数量 真空冷却機 1 台

2 購入の目的 小禄学校給食センターの真空冷却機について、既存機器の老朽化に伴い、新たに真空冷却機を取得することで、児童生徒への安全安心でバランスの取れた給食提供を図る。

3 購入の方 法 制限付一般競争入札

（提案理由）

給食センター設備整備事業で購入する真空冷却機について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。



議案第 74 号

財産の取得について (液晶ディスプレイ一体型電子黒板)

次のとおり液晶ディスプレイ一体型電子黒板を購入する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

1 品名、規格及び数量 液晶ディスプレイ一体型電子黒板 198 台

2 購入の目的 電子黒板と児童の端末を連携させる等わかりやすい授業を展開し、学習意欲の向上を図る。

3 購入の方法 制限付一般競争入札

(提案理由)

液晶ディスプレイ一体型電子黒板の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。



専決処分の承認を求ることについて

(那覇市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和 6 年 3 月 30 日に公布されたこと等に伴い、那覇市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、令和 6 年 4 月 1 日施行のため急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したので、その承認を求めるため、この案を提出する。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

那覇市長 知念 覚

件名 那覇市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

那覇市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市民税の減免) 第51条 [略] 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。	(市民税の減免) 第51条 [略] 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 <u>ただし、その者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) [略]
(1)～(3) [略] 3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
(固定資産税の減免) 第71条 [略] 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。	(固定資産税の減免) 第71条 [略] 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 <u>ただし、その者が所有する固定資産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(5) [略]
(1)～(5) [略] 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第119条の3 [略]

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

付 則

(特別土地保有税の減免)

第119条の3 [略]

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その者が所有又は取得をする土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) [略]

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

付 則

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第1条の6 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第2条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第2条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第3条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び付則第3条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、付則第1条の5第2項、付則第3条第1項、付則第3条の3の2第1項、付則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「法附則第5条の6第2項」とあるのは「法附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、付則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第3条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8

第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定

する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第3条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(付則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下の項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をい

う。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の1月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日

から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年

金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収

対象年金給付の支払の回数で除して得た額とあるのは、「付則第3条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない

場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。  
(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第3条の8 令和7年度分の個人の市民税に

	<p>限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、付則第1条の5第2項、付則第3条第1項、付則第3条の3の2第1項、付則第3条の4及び付則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>
第4条 [略]	
2 [略]	
3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、 <u>同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに付則第4条第2項」とする。</u>	
	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
第6条の2 [略]	
2~13 [略]	
14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	
15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	
16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	
17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	
18 法附則第15条第25項第3号ロに規定す	
	<p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、<u>付則第3条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第4条第2項」と、付則第3条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第4条第2項及び」と、前条中「付則第3条の4及び」とあるのは「付則第3条の4、次条第2項及び」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
第6条の2 [略]	
2~13 [略]	
14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	
15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	
16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	
17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	
18 法附則第15条第25項第4号ロに規定す	

る設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 [略]

21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

26~27 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 [略]

2 [略]

3~6 [略]

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住

る設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 [略]

21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

22 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

25~26 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 [略]

2 [略]

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4~7 [略]

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住

改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家

改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家

屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

13 [略]

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 [略]

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格

屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

14 [略]

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 [略]

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格

をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又

をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に

は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を

受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

#### [表 略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 付則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38

受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

#### [表 略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 付則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38

<p>第1項に規定する価格(法附則第11条の5 第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 [略] (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>4 [略] (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>第1項に規定する価格(法附則第11条の5 第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 [略] (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5 第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5 第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>4 [略] (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
--	--

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条 [略]

2~4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) [略]

(5) 付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条 [略]

2~4 [略]

5 [略]

(1)~(4) [略]

(5) 付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の2 [略]

2 [略]

(1)~(4) [略]

(5) 付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 [略]

2 [略]

(1)~(4) [略]

(5) 付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5

<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第15条の2 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第15条の3 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3～4 [略]</p>	<p><u>第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第15条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第15条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第15条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3～4 [略]</p>
---	--

<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>5 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第15条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>6 [略]</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p>	<p>6 [略]</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p>
<p>第17条 [略]</p> <p>2 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第2号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>(1) [略]</p> <p>(2) 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、<u>付則第6条の3第3項第2号又は第5項第2号に掲げる事項</u>)</p> <p>(3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は法附則第15条の8第3項から第5項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、<u>付則第6条の3第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号又は第4項第3号に掲げる事項</u>)</p> <p>(4)～(6) [略]</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、<u>付則第6条の3第4項第2号又は第6項第2号に掲げる事項</u>)</p> <p>(3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は法附則第15条の8第3項から第5項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、<u>付則第6条の3第1項第3号、第2項第3号、第4項第3号又は第5項第3号に掲げる事項</u>)</p> <p>(4)～(6) [略]</p>
<p>3 [略]</p> <p>4 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属</p>	<p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p>

する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第4号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の3第3項第2号又は第5項第2号に掲げる事項)

(3)～(6) [略]

(1) [略]

(2) 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の3第4項第2号又は第6項第2号に掲げる事項)

(3)～(6) [略]

#### 備考

- 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第79号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(税率)</u></p> <p>第2条 特例法第2条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等(以下「合衆国軍隊の構成員等」という。)の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対して課する種別割の税率は、那覇市税条例第82条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車に対し、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 年額 500円</p> <p>(2) 軽自動車 4輪以上のもの 年額 3,000円</p>	<p><u>(納期)</u></p> <p>第2条 特例法第2条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等(以下「合衆国軍隊の構成員等」という。)の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対する種別割の納期は、4月1日から同月30日までとする。ただし、市長は、特別の事情がある場合において、これと異なる納期を定めることができる。</p>

3輪又は2輪のもの 年額 1,000円

(3) 2輪の小型自動車 年額 1,000円

(徴収の方法)

第3条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割は、那覇市税条例第85条及び地方税法第463条の18第1項の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより証紙徴収の方法によって徴収する。

2 合衆国軍隊の所有する軽自動車等のうち、専ら合衆国軍隊以外のものが使用するもので特例法第4条第2項の規定により当該使用者に対して課する種別割の徴収についても前項の方法による。

(証紙徴収の手続)

第4条 前条に規定する軽自動車等に対する種別割の納税義務者は、毎年4月中において那覇市の発行する証紙を購入して当該種別割を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に納税済みの検印を受けたときに完了するものとする。

(徴収の方法)

第3条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割は、那覇市税条例第85条及び地方税法第463条の18の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより、普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収する。

2 合衆国軍隊の所有する軽自動車等のうち、専ら合衆国軍隊以外のものが使用するもので特例法第4条第7項の規定により当該使用者に対して課する種別割の徴収についても前項の方法による。

3 前2項の規定により軽自動車税の種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により軽自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者に本市が発行する証紙をもってその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、軽自動車税の種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

(証紙徴収の手続)

第4条 前条第1項又は第2項に規定する軽自動車等に対する種別割の納税義務者は、前条第4項の証紙により当該種別割を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、種別割の納税義務は、前条第4項の証紙に納税済みの検印を受けたときに完了するものとする。

(税率)

第5条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対して課する種別割の税率は、那覇市税条例第82条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対

第5条 [略]

し、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車 年額 500円

(2) 軽自動車

ア 4輪以上のもの 年額 3,000円

イ 3輪又は2輪のもの 年額 1,000

円

(3) 2輪の小型自動車 年額 1,000円

第6条 [略]

## 備考

1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

2 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の那覇市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和2年4月1日から令和6年3月31までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成29年4月1日から令和6年3月31までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。



専決処分の承認を求めるについて  
(那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 6 年 3 月 30 日に公布されたこと  
に伴い、那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、令和 6  
年 4 月 1 日施行のため急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、令和 6 年  
3 月 31 日付専決処分したので、その承認を求めるため、この案を提出する。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

那覇市長 知念 覚

件名 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 [略] 2 [略] 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。 4 [略] (保険税の減額等) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>22万円</u> を超える場合には、 <u>22万円</u> )並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) [略] (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得	(課税額) 第2条 [略] 2 [略] 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。 4 [略] (保険税の減額等) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、 <u>24万円</u> )並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) [略] (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得

者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

2～4 [略]

者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

2～4 [略]

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(適用区分)
- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 77 号

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合の規約を別紙のとおり変更することに係る協議について、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

（提案理由）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日が令和 6 年 12 月 2 日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、この案を提出する。

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

	現行	改正後（案）
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）	<p>(1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</p> <p>(2) <u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u></p> <p>(3) <u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u></p> <p>(4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</p> <p>(5) 保険料の徴収及び滞納処分に関する事務</p> <p>(6) 前各号の事務に附帯する事務</p>

## 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議書

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(令和5年政令第374号)により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約(別表第1、第4条関係)の「被保険者証及び資格証明書」を変更する必要があるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、下記の関係地方公共団体において変更することについて協議し定める。

＜変更後＞

### 附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

別表第1(第4条関係)

(2)資格確認書等の引渡し

(3)資格確認書等の返還の受付

＜変更前＞

別表第1(第4条関係)

(2)被保険者証及び資格証明書の引渡し

(3)被保険者証及び資格証明書の返還の受付

### 記

関係地方公共団体

那覇市、	宜野湾市、	石垣市、	浦添市、	名護市、	糸満市、	沖縄市、
豊見城市、	うるま市、	宮古島市、	南城市、	国頭村、	大宜味村、	東村、
今帰仁村、	本部町、	恩納村、	宜野座村、	金武町、	伊江村、	読谷村、
嘉手納町、	北谷町、	北中城村、	中城村、	西原町、	与那原町、	南風原町、
渡嘉敷村、	座間味村、	粟国村、	渡名喜村、	南大東村、	北大東村、	伊平屋村、
伊是名村、	久米島町、	八重瀬町、	多良間村、	竹富町、	与那国町	

令和6年 月 日

那覇市長 知念 覚

原本と相違ない事を証明する。

令和6年 月 日

那覇市長 知念 覚

※協議書の写しに原本証明



報告第 15 号

令和 5 年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 5 年度  
那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

## 令和5年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款項	事業名	金額	翌年度 繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳		
					国県支出金	地方債	その他
		55,332,000	39,110,120	0	21,934,696	0	0
		46,752,000	30,530,120	0	13,618,696	0	0
	社会保障・税に関する番号制度対応事業	23,320,000	11,132,000	0	11,132,000	0	0
	自治会活動育成事業	4,664,000	4,620,000	0	0	0	4,620,000
1 総務管理費	(仮称) 首里城公園体験学習整備事業	3,227,000	3,109,120	0	2,486,696	0	0
	真和志庁舎維持管理事業	10,525,000	6,653,000	0	0	0	6,653,000
	那覇市デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称) 策定事業	5,016,000	5,016,000	0	0	0	5,016,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	8,580,000	8,580,000	0	8,316,000	0	264,000
	一般事務費	8,580,000	8,580,000	0	8,316,000	0	264,000
		5,321,199,000	1,723,607,808	0	1,478,888,689	153,300,000	0
		4,710,263,000	1,134,785,808	0	976,476,689	90,500,000	0
	電力・ガス・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金(追加支援分)	3,749,456,000	594,801,887	0	594,801,887	0	0
	低所得世帯支援臨時特別給付金(住民税均等割のみ課税世帯及び子育て世帯加算)	700,203,000	287,661,802	0	287,661,802	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	140,549,000	140,549,000	0	93,699,000	37,400,000	0
	那覇市社会福祉施設(障害者支援施設等)設備費補助金	31,153,000	31,153,000	0	0	0	31,153,000

## 令和5年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 社会福祉費	老人福祉費	老人福祉センター個別施設計画策定事業	6,094,000	6,094,000	0	0	0	0	6,094,000
		老人福祉センター等改修事業	57,264,000	57,171,800	0	314,000	43,300,000	0	13,557,800
		老人福祉センター等施設修繕事業	6,105,000	5,032,800	0	0	0	0	5,032,800
	真地市営住宅高齢者施設建設事業	19,438,000	12,321,419	0	0	9,800,000	0	0	2,521,419
3 民生費	2 児童福祉費	城東こども園園舎建設補助事業	610,936,000	588,822,000	0	502,412,000	62,800,000	0	23,610,000
		こども家庭センター設置準備事業	176,486,000	171,486,000	0	146,988,000	17,600,000	0	6,898,000
		老朽化保育所増改築等事業	92,741,000	75,627,000	0	64,823,000	8,600,000	0	2,204,000
		石嶺こども園園舎建設補助事業	333,573,000	333,573,000	0	285,919,000	36,600,000	0	11,054,000
4 衛生費	1 保健衛生費	保育所等可動間仕切り等支援事業	5,742,000	5,742,000	0	3,828,000	0	0	1,914,000
			3,893,275,000	3,705,764,200	0	84,200	3,680,600,000	0	25,080,000
			3,893,275,000	3,705,764,200	0	84,200	3,680,600,000	0	25,080,000
		保健所管理運営費	30,675,000	25,080,000	0	0	0	0	25,080,000
	病院事業償貸付金		3,860,600,000	3,680,600,000	0	0	3,680,600,000	0	0
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,000,000	84,200	0	84,200	0	0	0

## 令和5年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
6 農林水産業費	3 水産業費	496,701,000	451,429,736	22,571,000	225,715,000	169,200,000	0	0	33,943,736
		496,701,000	451,429,736	22,571,000	225,715,000	169,200,000	0	0	33,943,736
	那覇空港南側船揚場整備事業	496,701,000	451,429,736	22,571,000	225,715,000	169,200,000	0	0	33,943,736
		994,592,000	991,031,769	50,018,000	686,968,000	0	0	0	254,045,769
	那覇市プレミアム商品券事業	994,592,000	991,031,769	50,018,000	686,968,000	0	0	0	254,045,769
		800,000,000	799,798,769	0	571,026,000	0	0	0	228,772,769
	1 商工費	7,061,000	3,702,000	0	0	0	0	0	3,702,000
		165,960,000	165,960,000	50,018,000	115,942,000	0	0	0	0
	市場中央通り第1アーケード協議会負担金	21,571,000	21,571,000	0	0	0	0	0	21,571,000
		4,905,786,000	3,265,549,416	178,820,884	2,102,706,553	647,300,000	0	0	336,721,979
8 土木費	1 土木管理費	21,425,000	21,342,400	119,000	31,000	0	0	0	21,192,400
		21,224,000	21,223,400	0	31,000	0	0	0	21,192,400
	2 道路橋りょう費	201,000	119,000	119,000	0	0	0	0	0
		754,208,000	591,324,979	6,957,004	296,779,400	50,300,000	0	0	237,288,575
	道路新設改良事業 (社会資本交付金)	276,485,000	198,302,799	105,000	158,642,240	36,800,000	0	0	2,755,559

## 令和5年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款項	事業名	金額	翌年度 繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳		
					国県支出金	地方債	その他
2 道路橋りょう 費	通学路交通安全対策事業	62,150,000	59,521,200	47,000	46,576,960	6,900,000	0
	道路維持事業	19,010,000	18,274,576	0	0	0	18,274,576
	道路新設改良事業（防衛交付金）	27,246,000	27,246,000	0	26,246,000	0	1,000,000
	歴史散歩道整備事業	44,439,000	44,439,000	0	35,551,000	0	8,888,000
	法定外橋梁修繕事業	12,500,000	5,878,000	0	0	0	5,878,000
	橋りょう長寿命化修繕事業	47,200,000	37,204,000	101,000	29,763,200	6,600,000	0
	道路維持管理事業	22,455,000	2,620,300	0	0	0	2,620,300
	私道整備補助金	11,222,000	11,222,000	0	0	0	11,222,000
	道路雜草対策事業	210,589,000	178,441,000	0	0	0	178,441,000
	道路新設改良事業（単独）	2,166,000	1,472,100	0	0	0	1,472,100
8 土木費	交通安全施設整備事業（特交金・道路建設課分）	5,000,000	1,703,904	1,703,904	0	0	0
	交通安全施設整備事業（特交金・道路管理課分）	13,746,000	5,000,100	5,000,100	0	0	0
		1,600,412,000	718,683,157	5,036,000	499,455,153	147,200,000	0
							66,992,004
4 都市計画費	街路整備事業（単独）	2,804,000	2,389,119	0	0	0	2,389,119
	街路整備事業（公共投資交付金）	561,907,000	315,177,201	237,000	252,141,762	56,300,000	0
							6,498,439

## 令和5年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款項	事業名	金額	翌年度 繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳		
					国県支出金	地方債	その他
	モノレール等インフラ修繕事業	26,840,000	26,840,000	0	21,472,000	4,800,000	0
	公園整備事業（沖縄振興公社投資交付金）	79,313,000	35,636,435	0	17,818,217	15,800,000	0
	民間活力を活かした公園活性化事業	3,500,000	3,500,000	0	0	0	3,500,000
	公園整備事業（社会資本整備総合交付金）	17,947,000	1,992,247	0	996,124	900,000	0
	沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	776,494,000	235,505,000	4,799,000	188,406,000	42,300,000	0
	沖縄都市モノレール（株）賃付金	34,500,000	10,400,000	0	0	10,400,000	0
	公園維持管理費	46,887,000	39,577,555	0	0	0	39,577,555
	公園施設長寿命化対策支援事業	37,243,000	37,243,000	0	18,621,050	16,700,000	0
	公園施設新設改良整備事業	12,977,000	10,422,600	0	0	0	10,422,600
		2,529,741,000	1,934,198,880	166,708,880	1,306,441,000	449,800,000	0
	市営住宅維持管理費	124,132,000	114,470,880	103,221,880	0	0	11,249,000
	市営住宅ストック総合改善事業	150,486,000	103,453,100	54,677,100	48,776,000	0	0
	地域居住機能再生推進事業	2,254,944,000	1,716,095,900	8,630,900	1,257,665,000	449,800,000	0
	市営住宅建替移転事業（補助金）	179,000	179,000	0	0	0	0

8 土木費

## 令和5年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款項	事業名	金額	翌年度 繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳		
					国県支出金	地方債	その他
1 教育総務費	学校パソコン保守管理事業	2,453,715,000	924,877,419	0	119,250,000	403,300,000	0
	学校施設等の長寿命化計画改訂事業	373,000	373,000	0	0	0	373,000
	1,746,276,000	831,546,313	0	101,543,000	403,300,000	0	326,703,313
	識名小学校校舎建設事業	72,775,000	23,730,727	0	0	0	23,730,727
	若狭小学校屋内運動場建設事業	245,713,000	12,321,040	0	0	0	12,321,040
	松川小学校屋内運動場建設事業	246,281,000	69,885,700	0	23,635,000	25,900,000	0
	施設維持管理費（小学校）	776,000	776,000	0	0	0	776,000
	天妃小学校校舎建設事業	259,811,000	112,292,246	0	0	63,000,000	0
	古蔵小学校屋内運動場建設事業	909,441,000	601,061,600	0	77,908,000	314,400,000	0
	小学校管理運営費	8,250,000	8,250,000	0	0	0	8,250,000
2 小学校費	小学校教材等整備費	3,229,000	3,229,000	0	0	0	3,229,000
	安岡中学校長寿命化改良（予防改修）事業	596,125,000	32,646,988	0	0	0	32,646,988
	3 中学校費	1,451,000	1,451,000	0	0	0	1,451,000

## 令和5年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款項	事業名	金額	翌年度 繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳		
					国県支出金	地方債	その他
3 中学校費	寄宮中学校長寿命化改良（予防改修）事業	1,792,000	1,792,000	0	0	0	1,792,000
	松島中学校長寿命化改良事業	46,774,000	26,292,800	0	0	0	26,292,800
	松島中学校屋内運動場建設事業	546,108,000	3,111,188	0	0	0	3,111,188
10 教育費		70,237,000	19,653,000	0	17,707,000	0	1,946,000
	4 社会教育費	13,057,000	10,153,000	0	10,107,000	0	46,000
	伊江殿内庭園保存整備事業	57,180,000	9,500,000	0	7,600,000	0	1,900,000
5 保健体育費	崇元寺跡保存整備事業	16,940,000	16,940,000	0	0	0	16,940,000
	学校給食専用昇降機入替事業	16,940,000	16,940,000	0	0	0	16,940,000
	合計	18,120,600,000	11,101,370,468	251,409,884	4,635,547,138	5,053,700,000	0
							1,160,713,446

報告第 16 号

令和 5 年度那覇市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度那覇市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

令和5年度那覇市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年越度額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するための購入限度額	説 明
					補助金	補償金	繰工事資金			
1 1 建設改良費の支出	建設改良事業	1,263,052,000	291,493,356	946,121,200	64,201,000	31,260,000	82,425,400	768,234,800	25,437,444	現場の施工条件変更等に不測の日数を要したことから適工期を確保するため。

報告第 17 号

令和 5 年度那覇市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度那覇市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

令和5年度那覇市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌繰越年度額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな明資産の購入限度額	説明
					補助金	企業債	繰工事資金			
1 資本的支出	建設改良費 建設改良事業	1,470,148,000	727,920,208	726,744,032	335,436,207	183,000,000	81,056,693	127,251,132	15,483,760	0 ごどから適工期を確保するため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌繰越年度額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな明資産の購入限度額	説明
					補助金	企業債	繰工事資金			
1 資本的支出	建設改良費 建設改良事業	579,668,306	517,385,374	62,282,932	37,369,759	0	0	24,913,173	0	0 工事に伴う磁気探査において不発弾が発見されたが、その処理に不測の日数を要すため。

専決処分の報告について

(那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の題名及び条項を引用する規定の整備を内容とする条例の改正について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

那覇市長 知念 覚

件名 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和47年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の<u>2第8項</u>の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の<u>8第8項</u>の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。)(以下これらを「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 地方自治法第243条の2第1項の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。)(以下これらを「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 地方自治法第243条の2の7第1項の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲</p>

長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

#### 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

専決処分の報告について  
(市道銘苅 35 号歩道切り下げ部接触事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 28 日

那覇市長 知念 覚

1 事 件 名 市道銘苅 35 号歩道切り下げ部接触事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 西原町上原在住

賠 償 額 9,946 円

3 和 解 事 項

- (1) 那覇市は賠償の相手方に対し、責任割合を 3 割として上記の賠償額を支払う。
- (2) 那覇市と相手方は、今後本件に関して如何なる事情が発生しても、双方とも一切異議の申立てをしないことを確認する。

専決処分の報告について  
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 1 日

那覇市長 知念 覚

1 議決事件名 工事請負契約について（真地市営住宅第 1 期建替工事（建築））

（令和 5 年 3 月 17 日同意）

工 事 名 真地市営住宅第 1 期建替工事（建築）

契約の相手方

受注者 高橋土建・辰雄建設・尚輪興建共同企業体

代表者 住所 沖縄県那覇市前島 3 丁目 13 番 11 号

商号 株式会社 高橋土建

氏名 代表取締役 玉城 俊夫

構成員 住所 沖縄県那覇市宮城 1 丁目 16 番 19 号 1 階

商号 有限会社 辰雄建設

氏名 代表取締役 安里 蘭子

構成員 住所 沖縄県那覇市字真地 421 番地 15

商号 株式会社 尚輪興建

氏名 代表取締役 下地 喜広

2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 2,370,674,900 円

変更する金額 2,380,178,900 円

専決処分の報告について  
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 26 日

那覇市長 知念 覚

1 議決事件名 工事請負契約について（大名市営住宅第 4 期建替工事（B 棟・建築））

（令和 5 年 3 月 17 日同意）

工 事 名 大名市営住宅第 4 期建替工事（B 棟・建築）

契約の相手方

受注者 野原建設・正吉建設・IMI CORPORATION 共同企業体

代表者 住所 沖縄県那覇市長田 2 丁目 10 番 32 号

商号 株式会社 野原建設

氏名 代表取締役 上地 修

構成員 住所 沖縄県那覇市字仲井真 365-2

商号 株式会社 正吉建設

氏名 代表取締役 赤嶺 獻

構成員 住所 沖縄県那覇市上之屋一丁目 10 番 10 号

商号 株式会社 IMI CORPORATION

氏名 代表取締役 池原 紀夫

2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 912,362,000 円

変更する金額 921,592,100 円

専決処分の報告について  
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 26 日

那覇市長 知念 覚

1 議決事件名 工事請負契約について（大名市営住宅第 4 期建替工事（C 棟・建築））

（令和 5 年 3 月 17 日同意）

工 事 名 大名市営住宅第 4 期建替工事（C 棟・建築）

契約の相手方

受注者 東恩納組・金城組・平川建設共同企業体

代表者 住所 沖縄県那覇市古波蔵 1 丁目 20 番 30 号

商号 株式会社 東恩納組

氏名 代表取締役社長 東恩納 惟

構成員 住所 沖縄県那覇市字安里 45 番地

商号 株式会社 金城組

氏名 代表取締役 金城 永真

構成員 住所 沖縄県那覇市具志 1 丁目 12 番 3 号

商号 株式会社 平川建設

氏名 代表取締役 平川 哲也

2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 1,032,881,300 円

変更する金額 1,041,064,200 円

報告第 23 号

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、訴訟物の価額が100万円以下の和解について、次のとおり専決処分する。

令和 6年 5月 17日

那霸市長 知念 覚

1 事 件 名 車両事故  
2 相 手 方 沖縄県那霸市東町在住

### 3 和解事項

- (1) 相手方は那霸市に対し、責任割合を8割として47,670円の賠償額を支払う。
- (2) 相手方と那霸市は、今後本件に関し、上記賠償額を支払うべきことのほか何らの債権債務のないことを確認する。

専決処分の報告について  
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、契約金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 6年 3月 19日

那覇市長 知念 覚

### 1 議決事件名 工事請負契約について

(古蔵小学校屋内運動場及びプール改築工事 (建築))

(令和5年3月17日同意)

工 事 名 古蔵小学校屋内運動場及びプール改築工事 (建築)

#### 契約の相手方

受注者 先嶋建設・小波津組・新建共同企業体

代表者 沖縄県那覇市松山1丁目35番2号

先嶋建設 株式会社

代表取締役 黒島 一洋

構成員 沖縄県那覇市港町二丁目1番6号

株式会社 小波津組

代表取締役 小波津 英慎

構成員 沖縄県那覇市具志3丁目4番20号2F

株式会社 新建

代表取締役 ゴルシャニ サルシャレ 仁美

### 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 838,344,100 円

変更する金額 848,218,800 円

報告第 25 号

専決処分の報告について（車両損傷事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 10 日

那霸市長 知念 覚

1 事 件 名 車両損傷事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 沖縄県那霸市前島在

賠 償 額 834,850 円

報告第 26 号

専決処分の報告について(車両事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 5 日

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

那覇市長 知念 覚

1 事 件 名 車両事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 沖縄県那覇市首里金城町在

賠 償 額 6,422円

3 和 解 事 項

- (1) 本件事故における過失割合は、那覇市が1割、相手方が9割である。
- (2) 那覇市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金6,422円を支払う。
- (3) 相手方と那覇市との間には、上記賠償金のほか、一切の債権債務関係がないことを確認する。
- (4) 那覇市と相手方は、今後本件事故に関し、裁判上又は裁判外において一切の異議、請求申立てをしないことを誓約する。

